



《会計・税務の知識》個人が公社債等を譲渡した場合の課税

はじめに

平成25年度の税制改正によって、平成28年1月1日以降に個人の方が公社債等を譲渡した場合の課税方式が変更されます。今回は現行の課税方式からの変更点をご紹介します。

1. 税制改正の概要

現行、公社債等の譲渡は原則として非課税ですが、平成28年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）の申告分離課税となります。なお、公社債等は特定公社債等と一般公社債等に分類され、特定公社債等の譲渡損益は上場株式等の譲渡損益と、一般公社債等の譲渡損益は一般株式等の譲渡損益とそれぞれ通算できるようになります。

2. 主な変更点

公社債等の譲渡に関する主な変更点は以下のとおりです。

		現行	平成28年1月1日以降		
		課税方式	課税方式	上場株式等の譲渡所得等との損益通算(※2, 3)	一般株式等の譲渡所得等との損益通算(※3)
特定公社債(※1)		非課税	20.315% 申告分離課税	○	×
特定公社債以外の公社債		非課税		×	○
証券投資信託	公募公社債投資信託	非課税		○	×
	私募公社債投資信託	非課税		×	○
	公募株式投資信託	20.315% 申告分離課税		○	×
	私募株式投資信託	20.315% 申告分離課税		×	○
外の投資信託	公募投資信託	公社債等運用投資信託 ⇒非課税		○	×
	私募投資信託	公社債等運用投資信託以外の投資信託 ⇒20.315%申告分離課税		×	○
信託	公募社債的受益権	非課税		○	×
	私募社債的受益権	非課税		×	○

(国税庁パンフレットより)

(※1) 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(その発行の際に同族会社に該当する会社が発行した社債を除きます)などの一定の公社債をいいます。

(※2) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能です。また、控除しきれない損失は翌年以後3年間繰越可能です。

(※3) 平成28年1月1日以降に発生する上場株式等の譲渡損益と上場株式等以外の一般株式等の譲渡損益は損益通算ができなくなります。

(担当：山田(章))